

# 千曲川流域下水道関連公共下水道下水排除基準一覧表

令和7年7月1日現在

事業場		特定施設を設置している事業場										特定施設 を設置し ていない			
		500 m <sup>3</sup> 以上		500 m <sup>3</sup> ~ 50 m <sup>3</sup>			50 m <sup>3</sup> 未満								
業種		全業種		全業種			①の特定施設の設置業種		その他の業種						
事業場設置時期		指定なし		新設			新設		既設						
下水排除基準項目		単位										事業場			
政令の基準	有害物質	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.03 以下	0.03以下	0.03 以下		0.03以下	0.03 以下		0.03以下	0.03 以下		0.03 以下	
		シアン化合物	mg/l	0.5 以下	0.5以下	1 以下	0.5以下	0.5以下	1 以下	0.5以下	0.5以下	1 以下	0.5以下	0.5以下	0.5 以下
		有機燐化合物	mg/l	1 以下	1 以下	1 以下		1 以下	1 以下		1 以下	1 以下		1 以下	
		鉛及びその化合物	mg/l	0.1 以下	0.1以下	0.1 以下		0.1以下	0.1 以下		0.1以下	0.1 以下		0.1 以下	
		六価クロム化合物 (※1)	mg/l	0.2 以下	0.2以下	0.2 以下		0.2以下	0.2 以下		0.2以下	0.2 以下		0.2 以下	
		砒素及びその化合物 *	mg/l	0.1 以下	0.1以下	0.1 以下		0.1以下	0.1 以下		0.1以下	0.1 以下		0.1 以下	
		水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/l	0.003 以下	0.003 以下	0.005 以下	0.003 以下	0.003 以下	0.005 以下	0.003 以下	0.003 以下	0.005 以下	0.003 以下	0.003 以下	
		アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと		検出されないこと	検出されないこと		検出されないこと	検出されないこと		検出されないこと	
		ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下		0.003 以下	0.003 以下		0.003 以下	0.003 以下		0.003 以下	
		トリクロロエチレン	mg/l	0.1 以下	0.1以下	0.1 以下		0.1以下	0.1 以下		0.1以下	0.1 以下		0.1 以下	
		テトラクロロエチレン	mg/l	0.1 以下	0.1以下	0.1 以下		0.1以下	0.1 以下		0.1以下	0.1 以下		0.1 以下	
		ジクロロメタン	mg/l	0.2 以下	0.2以下	0.2 以下		0.2以下	0.2 以下		0.2以下	0.2 以下		0.2 以下	
		四塩化炭素	mg/l	0.02 以下	0.02以下	0.02 以下		0.02以下	0.02 以下		0.02以下	0.02 以下		0.02 以下	
		1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04 以下	0.04以下	0.04 以下		0.04以下	0.04 以下		0.04以下	0.04 以下		0.04 以下	
		1,1-ジクロロエチレン	mg/l	1 以下	1 以下	1 以下		1 以下	1 以下		1 以下	1 以下		1 以下	
		シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4 以下	0.4以下	0.4 以下		0.4以下	0.4 以下		0.4以下	0.4 以下		0.4 以下	
		1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3 以下	3 以下	3 以下		3 以下	3 以下		3 以下	3 以下		3 以下	
		1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06 以下	0.06以下	0.06 以下		0.06以下	0.06 以下		0.06以下	0.06 以下		0.06 以下	
		1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02 以下	0.02以下	0.02 以下		0.02以下	0.02 以下		0.02以下	0.02 以下		0.02 以下	
		チウラム	mg/l	0.06 以下	0.06以下	0.06 以下		0.06以下	0.06 以下		0.06以下	0.06 以下		0.06 以下	
		シマジン	mg/l	0.03 以下	0.03以下	0.03 以下		0.03以下	0.03 以下		0.03以下	0.03 以下		0.03 以下	
		チオベンカルブ	mg/l	0.2 以下	0.2以下	0.2 以下		0.2以下	0.2 以下		0.2以下	0.2 以下		0.2 以下	
		ベンゼン	mg/l	0.1 以下	0.1以下	0.1 以下		0.1以下	0.1 以下		0.1以下	0.1 以下		0.1 以下	
		セレン及びその化合物	mg/l	0.1 以下	0.1以下	0.1 以下		0.1以下	0.1 以下		0.1以下	0.1 以下		0.1 以下	
		ほう素及びその化合物 (※2)	mg/l	10 以下	10以下	10 以下		10以下	10 以下		10以下	10 以下		10 以下	
	ふっ素及びその化合物 *(※2)	mg/l	8 以下	8以下	8 以下		8 以下	8 以下		8 以下	8 以下		8 以下		
	1,4-ジオキサン	mg/l	0.5 以下	0.5以下	0.5 以下		0.5以下	0.5 以下		0.5以下	0.5 以下		0.5 以下		
	その他	フェノール類	mg/l	5 以下	5以下	5 以下		5 以下	5 以下		5 以下	5 以下		5 以下	
		銅及びその化合物 *(※3)	mg/l	3 以下	3以下	3 以下		3 以下	3 以下		3 以下	3 以下		3 以下	
		亜鉛及びその化合物 *(※3)(※4)	mg/l	2 以下	2以下	2 以下		5 以下	5 以下		2 以下	2 以下		2 以下	
鉄及びその化合物 (溶解性) *		mg/l	10 以下	10以下	10 以下		10 以下	10 以下		10 以下	10 以下		10 以下		
マンガン及びその化合物 (溶解性) *		mg/l	10 以下	10以下	10 以下		10 以下	10 以下		10 以下	10 以下		10 以下		
有害物質	ダイオキシン類 (※5)	pg-TEQ/l	10 以下	10以下	10 以下		10 以下	10 以下		10 以下	10 以下		10 以下		
条例で定める基準	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (※2)		mg/l	380 未満	380 未満	380 未満		380 未満	380 未満		380 未満	380 未満		380 未満	
	生物化学的酸素要求量(BOD)		mg/l	600 未満	600 未満	600 未満		600 未満	600 未満		600 未満	600 未満		600 未満	
	浮遊物質質量(SS)		mg/l	600 未満	600 未満	600 未満		600 未満	600 未満		600 未満	600 未満		600 未満	
	n-ヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	mg/l	5 以下	5 以下	5 以下		5 以下	5 以下		5 以下	5 以下		5 以下	
		動植物油脂類	mg/l	30 以下	30 以下	30 以下		30 以下	30 以下		30 以下	30 以下		30 以下	
	水素イオン濃度(pH) *			5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満		5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満		5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満		5 を超え 9 未満	
	温度		℃	45 未満	45 未満	45 未満		45 未満	45 未満		45 未満	45 未満		45 未満	
よう素消費量		mg/l	220 未満	220 未満	220 未満		220 未満	220 未満		220 未満	220 未満		220 未満		

注)

- 1 内は直罰対象の排除基準を示す。
- 2 内は除害施設の設置等義務付けに係る対象の排除基準を示す。
- 3 「政令の基準」は、政令又は水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例で定められた一律の排水基準を示す。
- 4 「条例で定める基準」は、市町村が条例で定める排除基準の限度を示す。
- 5 区分の特例
  - ①の業種 : 水質汚濁防止法施行令別表第1 26, 27, 47, 49, 52, 53, 58, 61, 62, 63, 65, 66 の各号に掲げる施設を設置する事業場。
  - 新設・既設の区分 : 昭和54年10月31日以前に設置された事業場は既設、以後は新設とする。
  - 旅館業の取扱 : 温泉を利用する旅館業については直罰対象になる。ただし、\*のある項目について昭和49年11月30日現に湧出している温泉を利用する旅館業については直罰対象にならない。温泉を利用しない旅館業は、直罰対象にならないが、除害施設の設置等を義務付けることができる。
    - (※1) : 電気めっき業は、令和9年3月31日まで暫定基準がある。
    - (※2) : 業種により、令和10年9月30日までの暫定基準がある。
    - (※3) : 業種により、上乗せ基準が適用となる。詳細は「公害関係基準のしおり」(長野県環境部)を参照のこと。
    - (※4) : 電気めっき業は、令和11年12月10日までの暫定基準がある。
    - (※5) : ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項の規定による特定施設を設置する事業場に適用される排除基準を示す。